

ID: 1922

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定		
法令名 根拠条項	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第47条第1項		
法令番号	平成30年法律第49号		
【基準】	<p>法第47条の規定による。 (所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定)</p> <p>第47条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、所有者不明土地利用円滑化等推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 推進法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年10月1日	最終変更年月日	年 月 日